

投信総合取引規定

第1章 投信総合取引

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）で取り扱う投資信託受益証券（以下「受益証券」という。）または投資信託受益権（以下「受益権」といい、受益証券と受益権をあわせて、以下「受益権等」という。）に関する募集・買付（以下「買付」という。）および解約の申込の取次、ならびに買取等に関する取引（以下「投資信託取引」という。）のうち投信振替取引、保護預り取引、外国投資信託取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引およびそれらに付随する業務（以下「投信総合取引」という。）について、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) お客さまは、この規定の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において当行との取引をされるものとします。

2. (投信総合取引)

- (1) お客さまは、この規定に基づいて、次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。
 - ① 第2章に定める投資信託取引
 - ② 第3章に定める投信振替取引
 - ③ 第4章に定める保護預り取引
 - ④ 第5章に定める外国投資信託取引
 - ⑤ 第6章に定める累積投資取引
- (2) お客さまが当行でお取引できる受益権等は、当行が定める銘柄（以下「取扱商品」という。）に限ります。取扱商品以外の銘柄にかかわる注文やお預かり等の取引はできません。

3. (申込方法等)

- (1) お客さまは、以下の8項目をご理解いただいた上で投信総合取引の申込をされるものとします。また、投資信託の買付に際しては、この規定およびその他の当行の取引関連諸規定ならびに各受益権等の商品毎に作成された目論見書等を受領し、商品説明を受け、その内容を確認の上、自らの判断と責任において買付申込をされるものとします。
 - ① 投資信託は、金融機関の預金（債券）ではありません。
 - ② 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - ③ 投資信託は、元本を保証するものではありません。
 - ④ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入いただいたお客さまが負うこととなります。
 - ⑤ 銀行で購入した投資信託は、投資者保護基金による支払の対象ではありません。
 - ⑥ 投資信託の設定・運用は投資信託の委託者（以下「投資信託委託会社」という。）が行い、当行が行うものではありません。
 - ⑦ 投資信託は、組入有価証券等の価格変動、為替相場の変動、発行体の信用状況の変化等により投資元本を割り込むことがあります。
 - ⑧ 投資信託には、クローズド期間等換金に制限が設けられている場合があります。

(2) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ記名押印（または署名）され、これを当行の本・支店に提出することによって投信総合取引を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り、投信総合取引を開始することができます。（以下、お客さまが申込みを行った当行の本・支店を「取引店」という。）

なお、当行が投信総合取引の申込みを承諾したときは、お客さまにその旨を通知いたします。

(3) 第6章に定める累積投資に係る受益権等については、受益証券の場合はすべて保護預りとし、受益権の場合はすべて投信振替決済口座による取扱いとさせていただきます。

(4) お客さまが上記(2)の申込をされる場合には、当行が別途定める場合を除き、第7章に定める指定預金口座をお届出いただきます。指定預金口座とは、当行がお客さまからお支払いただく投信総合取引に係る金銭を、下記56.に従い引落す取扱い、および当行がお客さまに支払う金銭を下記57.に従い支払う取扱いを行うためにお客さまからあらかじめ指定していただく当行の本・支店における預金口座（以下「指定預金口座」という。）のことをいいます。

(5) 投信総合取引が継続している場合には、お客さまから指定預金口座を解約することは原則できません。

4. (届出事項)

(1) 上記3. (2)の当行所定の申込書に使用された印影（または署名）および記載された名称、代表者、代理人、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）等をもって、お届出の印鑑（または署名鑑）、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等とします。ただし、お届出の印鑑（または署名鑑）は、指定預金口座と同一の印章（または署名）に限ります。

(2) ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店にお届出ください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届出ください。

② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店にお届出ください。

③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記①および②と同様にお届出ください。

④ 上記①から③までの届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届出ください。

⑤ 上記①から④までのお届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(3) お客さまは、番号法その他の関係法令等の定めに従って、番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認等を行わせていただきます。

第2章 投資信託取引

5. (受益権等の買付申込)

(1) 上記3.により投信総合取引の開始後、お客さまが受益権等の買付を希望される際には、各受益権等の商品毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下本章において「買付申込書」という。）を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出ください。

- (2) お客さまからの受益権等の買付のお申込を受け付けるにあたり、事前に当該受益権等の商品毎に作成された目論見書等を受領されていることを当行所定の方法により確認させていただきます。目論見書等の受領の確認ができなかったときはお申込の受付ができません。

6. (取次の停止)

次のいずれかに該当する場合には、買付または解約の申込の取次を一時停止することができるものとします。

- (1) 投資信託委託会社が、当該受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、買付(設定)または解約を停止した場合
- (2) 投資信託委託会社の免許取消もしくは営業譲渡等または受益権等の投資信託約款または目論見書に定められた投資信託の受託者(以下「受託信託会社」という。)の辞任等により、当該受益権等の買付(設定)または解約が停止されている場合
- (3) 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または取次を行うことができない場合
- (4) その他当行がやむを得ない事情により受付または取次を停止せざるをえないと判断した場合

7. (金銭の払込)

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して買付の申込を行い、当行所定の方法により申込日にその買付代金または概算金額(以下本章において「払込金」という。)を払込むものとします。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

買付代金とは、金額指定の方法によるお申込の場合に、お支払いいただく金額(手数料および諸費用等を含む。)とします。

概算金額とは、口数指定の方法によるお申込の場合で、受注時に買付価額が確定していないときには、申込口数に応じ、当該商品の直近の確定した基準価額から算出した価額(手数料および諸費用等を含む。)に105%を乗じた価額相当の金額(ただし、1000円未満を切り上げて計算いたします。)または当行が合理的に定める基準に基づく金額とします。なお、お申込にあたり受領した金銭に対しては付利いたしません。

- (2) 払込金が、下記(4)の買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。払込金につき下記(4)の買付価額と精算して余剰が出た場合には、第7章の定めに従い指定預金口座に余剰金額を入金いたします。
- (3) 当行は、下記5.6.の方法により指定預金口座から上記(1)の払込金相当額または上記(2)の不足相当額を引落とし、当該払込金または当該不足額に充当するものとし、お客さまはこれを承諾されたものとします。
- (4) 本章において、買付価額とは、各受益権等の商品毎の目論見書等により算出した買付に係る代金に、当行所定の手数料および諸費用等を加えた額とします。

8. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、当行が別に定める場合を除き、上記5.の買付申込および上記7.の金銭の払込があったときに、遅滞なく、当該受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。なお、この規定において「営業日」とは、日本において銀行が休日とされ

る日以外の日をいいます。

(2) 当行は、各受益権等の商品毎の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、当該受益権等の投資信託委託会社に支払います。

9. (保護預り、返還、換金、解約、償還金、収益分配金の取扱い等)

(1) 上記5. から8. によって買付けた受益権に係る振替、換金、解約等の手続については、第3章に定めるところによるものとします。

(2) 上記5. から8. によって買付けた受益証券に係る保護預り、返還、換金、解約等の手続については、第4章に定めるところによるものとします。

(3) 上記5. から8. によって買付けた受益権等に係る償還金の受取りについては、第3章、第4章、第6章ならびに第7章その他の定めに従います。

(4) 上記5. から8. によって買付けた受益権等に係る収益分配金について、当行は、銘柄毎に、以下の各号のいずれかまたは双方のコースを取り扱います。

① 分配金受取コース (当行がお客さまに代わって受取り、第7章の定めに従って支払う方法をいいます。以下同じ。)

② 分配金再投資コース (当行がお客さまに代わって受取り、第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。以下同じ)

(5) 上記5. から8. によって受益権等の買付を行うにあたり、当行所定の銘柄に関しては、分配金受取コースまたは分配金再投資コースを選択していただくことができます。

(6) 当行所定の銘柄に関しては、お客さまが選択された「分配金受取コース」を「分配金再投資コース」に変更すること、または「分配金再投資コース」を「分配金受取コース」に変更することができるものとします (これらの変更を以下「分配金コース変更」という。)。お客さまが分配金コース変更を希望される場合には、当行所定の書面を提出する等当行所定の手続によりお申し出ください。当該手続をお取りいただき、当行において当該変更に必要な手続が完了した時以降、当該変更がなされるものとします。

10. (買取)

(1) 当該受益権等の投資信託約款または目論見書で定められ、かつ当行がやむを得ないと認めた場合に限り、当行は当該受益権等の買取申込を受付けます。

(2) 上記(1)により、買取の申込をされる場合には、当行所定の時限までに当行所定の申込書に必要事項を記入し、または当行所定の申込書に印字された必要事項を確認の上、届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して当行所定の必要書類を添付のうえ、取引店に提出してください。

(3) 当行が買取を承諾したときは、当行は当該受益権等を取得します。なお、当該受益権等が受益証券であり、当該受益証券が投信保護預り口座 (下記16. によりお客さまが当行に開設した投信保護預り口座を、以下「投信保護預り口座」という。) に保管されている場合は、当行がお客さまに代わって投信保護預り口座より当該受益証券を引き出します。また、当該受益権等が受益権である場合は、当該受益権については、この規定、「社債、株式等の振替に関する法律」 (以下「社振法」という。)、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および別途定める当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定 (あわせて、以下「振替決済関連法令等」という。) の定めに従って取り扱います。

(4) 当行が買取を承諾したときは、当行所定の買取単価に買取口数を乗じた金額から、当行所定の手数料および諸費用等を差引いた残額を第7章の定めに従い指定預金口座に入金いたします。

第3章 投信振替取引

1 1. (申込方法)

お客さまは、当行が別途定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に投信振替決済口座（お客さまが当行に開設した当該投信振替決済口座を、以下「投信振替決済口座」という。）を開設された場合に限り、投信振替取引を開始することができます。なお、この規定において投信振替取引とは、投信振替決済口座に記載もしくは記録される受益権についての買付、解約、買取、換金およびこれらに関連する投信振替決済口座における記載、記録、振替等に関する取引ならびにそれらに付随する業務をいうものとします。

1 2. (振替決済受益権の範囲)

- (1) 当行は、お客さまが受益権についての権利を有するものに限り、本章の定めに従って振替等の手続きを行います。ただし、当行は、前記の受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。
- (2) 受益権は、振替決済関連法令等に定めるところにより投信振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。
- (3) 本章の定めに従って記録または記載した受益権を「振替決済受益権」といいます。

1 3. (振替決済受益権の換金)

- (1) お客さまが、振替決済受益権の全部または一部の解約または買取による換金（以下「換金」という。）をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出いただき、当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され取引店にご提出ください。お客さまが、振替決済受益権の全部または一部の解約による換金をご請求された場合には、当行は、遅滞なく、解約申込を投資信託委託会社に取り次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取り次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの換金申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた換金申込がなかったものとして取り扱うことができます。
- (2) 当行は、上記（1）の換金申込のあった振替決済受益権に係る目論見書等で定める方法に従い算出した価額により当該振替決済受益権を換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金額を、第7章の定めに従い支払うものとします。
- (3) クローズド期間のある振替決済受益権について、当該クローズド期間中の換金は、原則としてできません。ただし、各目論見書等に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従い行います。

1 4. (償還金等の取扱い)

振替決済受益権の償還金等（収益分配金等の果実および償還金をいう。以下同じ。）の支払がある場合は、振替決済関連法令等に従い、当行がお客さまに代わって受け取り、第7章の定めに従い支払います。ただし、当行所定の銘柄につき、第6章の定めに従い収益分配金の再投資を行う場合は、第6章の定めに従うものとします。

1 5. (投信振替取引に係る契約の解約等)

- (1) 投信振替取引に係る契約の契約期間は、投信振替決済口座に関する契約の契約期間と同一とし、投

信振替決済口座に関する契約が更新されないときまたは解約その他の事由により終了したときに解約されるものとします。この場合、振替決済関連法令等に定めるところに従い、当行所定の手続をお取りください。ただし、当行所定の期間については、投信振替決済口座に関する契約または投信振替取引に係る契約の解約をすることはできません。

- (2) 上記(1)により、投信振替取引に関する契約が解約された場合で、第4章による保護預り取引に係る契約も同時に解約されたときまたは解約その他の事由により終了しているとき(第4章による保護預り取引に係る契約が締結されていなかった場合を含む。)は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約も同様に解約されるものとします。

第4章 保護預り取引

16. (申込方法)

受益証券については、当行に対し投信保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受付けます。お客さまは、当行所定の投信保護預り口座設定申込書に必要事項をご記入の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、これを取引店に提出することによって保護預り口座の開設を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り、保護預り取引を開始することができます。

17. (保護預り証券の範囲)

- (1) 当行は、当行で取り扱っている受益証券(第6章で定める累積投資に係るものを除く。以下本章において同じ。)に限り、本章の定めに従ってお預りします。ただし、当行は、前記の受益証券についても、相当の理由があるときには保護預りをお断りすることがあります。
- (2) 本章の定めに従ってお預りした受益証券を「保護預り証券」といいます。

18. (保護預り証券の口座取扱い)

保護預り証券は、すべて上記16.により開設した投信保護預り口座によって保管します。

19. (保護預り証券の保管方法および保管場所)

当行は、保護預り証券について顧客資産の分別保管に関する法令の定めに従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の受益証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」という。)できるものとします。ただし、記名式受益証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- (3) 当行は、保護預り証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他金融機関に再寄託することがあります。

20. (混蔵保管に関する同意事項)

上記19.により混蔵保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- (1) 保護預り証券の数または額に応じて、保護預り証券と同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得すること。

- (2) 当行が新たに受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされている受益証券の返還の請求を受付けるときは、受益証券の保護預りまたは返還について、同銘柄の受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないこと。

2 1. (手数料)

当行は保護預り証券の保管について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

2 2. (預入れおよび返還)

- (1) 受益証券を預入れるときは、当行所定の申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出ください。
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨を取引店に申し出のうえ、返還の際にお客さまが当行所定の受取書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出の上、保護預り証券をお引き取りください。ただし、当行所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、本章の定めにより当行がお預りしているものとします。

2 3. (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当行は、次のいずれかに該当する場合は、上記 2 2. (2) の手続をまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 当行に保護預り証券の解約または買取を請求される場合
- (2) 当行が下記 2 6. により保護預り証券の償還金を受け取る場合
- (3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

2 4. (保護預り証券の換金)

- (1) お客さまが、保護預り証券の全部または一部の換金をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出いただき、当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され取引店にご提出ください。お客さまが、保護預り証券の全部または一部の解約による換金をご請求された場合には、当行は、遅滞なく、解約申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの換金申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた換金申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (2) 当行は、上記 (1) の換金申込のあった保護預り証券に係る目論見書等で定める方法に従い算出した価額により当該保護預り証券を換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金額を、第 7 章の定めに従い支払うものとします。
- (3) クローズド期間のある保護預り証券について、当該クローズド期間中の換金は、原則としてできません。ただし、各目論見書等に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従い行います。

2 5. (残高の通知)

- (1) 当行は、保護預り証券について、残高照合のための報告を行います。

(2) 上記(1)の報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上残高照合のため報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、取引残高報告書記載の連絡先に速やかに連絡してください。なお、残高がなく、前回報告時から取引のないお客さまにつきましては、上記(1)の報告は行いません。

26. (償還金等の取扱い)

保護預り証券の償還金等の支払がある場合は、当行がお客さまに代わって受け取り、第7章の定めに従い支払います。ただし、当行所定の銘柄につき、第6章の定めに従い収益分配金の再投資を行う場合は、第6章の定めに従うものとします。

27. (保護預り取引の解約等)

(1) この保護預り取引に係る契約および保護預り口座は、お客さまからのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨を当行にお申し出のうえ、当行所定の受取書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、取引店にご提出の上、保護預り証券をお引き取りください。下記59.(1)によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

ただし、当行所定の期間については、この契約および保護預り口座の解約をすることはできません。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの保護預り取引に係る契約および保護預り口座を解約することができるものとします。下記59.(1)による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまについて相続の開始があったとき
- ② お客さまがこの規定に違反したとき
- ③ お客さまが手数料等当行に対する債務を支払わないとき
- ④ お客さまの転居先不明その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(3) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された際には、当行所定の時期、方法により保護預り証券または金銭の返還を行ないます。保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める方法により、お客さまのご指示に従って換金を行なった上、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。また、保護預り証券を返還する場合には、お客さまがお引き取りになるまでは、本章の定めにより当行がお預りしているものとします。この場合、お客さまによる引き取り手続きが遅延したときは、当行所定の手数料を申し受けることがあります。

(4) 上記(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(5) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(6) 上記(1)または(2)により、保護預り取引に係る契約が解約された場合で、投信振替取引に関する契約も同時に解約されたときまたは解約その他の事由により終了しているとき(投信振替取引に係る契約が締結されていなかった場合を含む。)は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約も同様に解約されるものとします。

第5章 外国投資信託取引

28. (適用範囲)

外国投資信託に係る受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という。）に関する投資信託取引（以下「外国投資信託取引」という。）については、本章の定めるところにより取り扱います。本章に別段の定めがないときは、他の章に定めるところにより取り扱います。なお、本章において、「買戻」は受益証券の解約による換金を指すものとし、他の章における受益証券の解約による換金についての記載は本章において「買戻」を指すものとします。

29. (外国投資信託取引にかかる口座を通じた取扱い)

外国投資信託取引にかかる金銭の授受は、邦貨建をもって行うこととし、下記56. および下記57.の方法により行います。なお、金銭の授受にあたり邦貨に換算する必要がある場合には、当行所定の換算レートによって計算するものとします。また、外国投資信託受益証券は、国内の受益証券と同一の保護預り口座に保管します。

30. (遵守すべき事項)

お客さまは、当行との間で行う外国投資信託取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項および慣行のうち、当該外国投資信託受益証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該外国投資信託受益証券の発行会社の国内の諸法令および慣行等に関し、当行から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

31. (申込方法)

外国投資信託取引の申込については、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、取引店にご提出ください。

32. (申込の執行地および執行方法の指示)

外国投資信託受益証券の買付または買戻等の取引種類や申込の執行地および執行方法については、当該外国投資信託の関係国の諸法令および慣行ならびに目論見書に従い、当行が応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示される場所により行います。

33. (申込の日時)

外国投資信託受益証券の買付または買戻の申込については、時差等の関係から受注の日時と約定日時とがずれることがあります。

34. (受渡日等)

外国投資信託受益証券の受渡は、約定日から起算して4営業日目以降で当行が定める日を受渡期日としてその受渡を行います。ただし、累積投資の方法による場合は、別途取り決めることができるものとします。

35. (手数料等)

(1) 外国投資信託受益証券の買付もしくは買戻の注文または買取の申込の執行に関する手数料および支払期日等は、次に定めるところによります。

- ①外国における取引については、当該外国投資信託所定の手数料および買付または買戻の取次地所定の有価証券取引税その他の賦課金等を、上記34.に定める受渡日までにお客さまが当行に支払われるものとし、
- ②国内における店頭取引については、当該外国投資信託所定の手数料相当額および国内の税その他の賦課金等を、上記34.に定める受渡日までにお客さまが当行に支払われるものとし、
- (2) お客さまのご指示により特別の扱いを行ったときは、お客さまにこれに要した実費をご負担いただくものとし、当行はこれを指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行います。

36. (保護預り)

保護預り証券の取扱いについては、第4章に定めるほか、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 保護預り証券は、混蔵保管します。
- (2) 保護預り証券は買付が行われた国の保管機関において再寄託し、当該国の諸法令および慣行に従って保管します。
- (3) 保護預り証券について名義人を登録する必要がある場合は、上記(2)の保管機関または当該保管機関の指定する者を名義人とし、
- (4) 保護預り証券について、保管替えまたは返還を必要とするときは、上記(2)の保管機関のある国の諸法令および慣行にしたがって、所定の手続きを経て取り扱います。

37. (選別基準に適合しなくなった場合の取扱い)

外国投資信託受益証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当行は当該外国投資信託受益証券の買付申込の受付を中止します。この場合においても、お客さまのご希望により、当行はお客さまが買付をされた当該外国投資信託受益証券の買戻の注文を取次ぎます。

38. (保護預り証券に関する権利の取扱い)

保護預り証券に関する権利については、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 償還金等の受領に際し、当行が保護預り証券の発行された国内の諸法令または慣行等により手数料および諸費用等を徴収されたときは、当該手数料等はお客さまのご負担とし、当該償還金等から差し引く等の方法によりお支払いいただきます。
- (2) 保護預り証券に関し、何らかの権利が付与される場合は、その性質上可能な限りすべて売却し、その売却代金を上記(1)に準じて取り扱います。
- (3) 受益者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまのご指示に従います。ただし、お客さまが指示されない場合には、当行は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

39. (諸通知)

- (1) 当行は、保護預り証券に関し、お客さまの届出の住所あてに次の事項について通知します。

- ①受益者であるお客さまの地位に重大な変化を及ぼす事実があったこと
- ②償還金等の受領
- ③重要な受益者集会の議案

- (2) 上記(1)の通知のほか、当行が外国投資信託受益証券の発行者から保護預り証券についての決算に関する報告書その他の書類を受領したときは、これをお客さまに送付します。ただし、決算に関する報告書その他の種類の内容が新聞に公告された場合は、お客さまがご希望された場合を除いて送付しません。

40. (外国投資信託受益証券発行会社からの諸通知等)

- (1) 外国投資信託受益証券の発行者から交付される通知書または資料等は、当行に到達した日から3年間保管し、お客さまの閲覧に供します。ただし、お客さまが送付をご希望された場合は、お客さまの届出の住所あてに送付します。
- (2) 上記(1)のただし書または上記39.(2)により、お客さまあてに書類を送付したときは、お客さまはこれに要した実費をご負担いただくものとし、当行はこれを指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行います。

第6章 累積投資取引

41. (累積投資取引)

- (1) 本章は、お客さまと当行との間の累積投資取引に関する取り決めです。当行は、本章の定めに従って、お客さまと当行で取り扱う累積投資銘柄(以下「累投銘柄」という。)について累積投資取引(以下「累積投資取引」という。)を開始するものとします。
- (2) 累積投資とは、あらかじめ定められた方法によりお客さまが当行に預け入れた預金、収益分配金等の金銭を対価として投資信託の設定の注文を行い、当該受益証券または受益権を取得することをいいます(以下累積投資における累投銘柄の当該受益証券を「累投受益証券」、当該受益権を「累投受益権」といい、これらを総称して「累投受益権等」という。)
- (3) 本章において定義のない用語で、累投銘柄に係る累積投資規定または当行が別途定める「投信積立規定」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

42. (累積投資取引の申込)

- (1) お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書(累積投資取引申込書も含む。)を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。
- (2) 累積投資のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の累投受益権等の買付または分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更をご希望される際には、累投銘柄毎に定められた時期・方法に従い、募集・買付(追加設定)申込書その他の受益権等の買付に係る申込書(以下本章において「買付申込書」という。)等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、これを取引店にご提出ください。買付申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、当該累投銘柄に係るお客さまの累積投資取引開始の申込みがなされたものとします。
- (3) 累積投資のうち投信積立については、当行所定の時期・方法に従い、投信積立申込書等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、これを取引店にご提出ください。投信積立申込書またはその他当行所定の申込書等の提出により、累投銘柄のうち指定投資信託の銘柄に係るお客さまの投信積立の開始の申込みがなされたものとします。
- (4) 上記(1)の投信総合取引申込書の提出をいただくにあたり、または当行所定のときに、当行は当該累投銘柄に係る累積投資規定その他関連規定をお渡しいたします。

43. (取次の停止)

次のいずれかに該当する場合には、累投受益権等の買付または解約の申込の取次を一時停止することができるものとします。

- (1) 投資信託委託会社が、当該受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、買付(設定)または解約を停止した場合
- (2) 投資信託委託会社の免許取消もしくは営業譲渡等または受託信託会社の辞任等により、当該受益権等の買付(設定)または解約が停止されている場合
- (3) 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当行が受付または取次を行うことができない場合
- (4) その他当行がやむを得ない事情により受付または取次を停止せざるをえないと判断した場合

4 4. (金銭の払込)

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して買付の申込を行い、当行所定の方法により申込日にその買付代金または概算金額(以下本章において「払込金」という。)を払込むものとします。ただし、当行が別に定める場合を除きます。
- (2) 払込金が下記(4)の買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。払込金につき下記(4)の買付価額と精算して余剰が出た場合には、第7章の定めに従い指定預金口座に余剰金額を入金いたします。
- (3) 当行は、下記5 6.の方法により指定預金口座から上記(1)の払込金相当額を引落とし、当該買付代金に充当するものとし、お客さまはこれを承諾されたものとします。
- (4) 本章において、買付価額とは、各累投受益権等の商品毎の目論見書等により算出した買付に係る代金に、当行所定の手数料および諸費用等を加えた額とします。

4 5. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定に従い、遅滞なく、当該累投受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (2) 当行は、各累投受益権等の商品毎に定める代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、当該累投受益権等の投資信託委託会社に支払います。

4 6. (保管方法)

- (1) 上記4 5. (1)によって買付けられた累投受益証券は、すべて投信保護預り口座に保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。ただし、記名式受益証券については、この限りではありません。また、上記4 5. (1)によって買付けられた累投受益権は、すべて、振替決済関連法令等に定めるところにより投信振替決済口座に記載または記録され、取扱いがなされるものとします。
- (2) 累投受益証券の保護預りに係る保管方法については、その他上記1 9. (3)、2 0. および2 1. を準用します。
- (3) 累投受益権等の振替等については、その他上記1 2. を準用します。

4 7. (収益分配金の再投資)

上記4 6. (1)に基づき保管または管理する累投受益権等のうち収益分配金の再投資を行う累投銘柄の収益分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、各累投銘柄に係る累積投資規定等に従い当該累投受益権等につき買付申込の取次を行います。

48 (償還金の取扱い)

上記46.に基づき保管または管理する累投受益権等の償還金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、第7章の定めに従い支払います。

49. (累投受益権等の返還または換金)

- (1) お客さまが累投受益証券の返還をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出ください。当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定で定める方法に従い算出した価額により各累投受益証券を上記24.に従い換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。
- (2) お客さまが累投受益権の換金をご請求される際には、当行所定の方法でその旨を取引店にお申し出ください。当行は、各累投銘柄に係る累積投資規定で定める方法に従い算出した価額により各累投受益権を上記13.に従い換金のうえ、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払います。
- (3) クローズド期間のある累投銘柄について、当該クローズド期間中の累投受益証券の返還または累投受益権の換金は原則としてできません。ただし、各目論見書に定める事由に該当する場合に限り、当行所定の手続に従い行います。

50. (残高の通知)

累投受益証券の残高の通知については上記25.を準用します。また、累投受益権の残高の通知については、振替決済関連法令等に定めるところにより行います。

51. (定期返還)

お客さまは、別に定めるところにより、当行で取り扱う累投受益権等のうち、当行が定める累投銘柄に限り、上記49.に定めるところに従って定期的返還または換金を受ける契約を当行と締結することができます。

52. (累積投資の解約等)

- (1) 各累積投資取引に係る契約は、当行所定の方法によるお客さまからのお申し出により解約することができます。解約するときには、当行所定の申込書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店にご提出ください。当行は、遅滞なく、累投受益権等の解約申込を投資信託委託会社に取次ぎます。下記59.(1)によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。届出の印章を失った場合の解約は、このほか下記62.に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの累積投資取引に係る契約を解約することができるものとします。また、下記59.(1)による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 累投受益権等がすべて償還されたとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さまがこの規定に違反したとき
 - ④ お客さまが手数料等当行に対する債務を支払わないとき
 - ⑤ 当行が累積投資業務を営むことを止めたとき
 - ⑥ お客さまの転居先不明その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (3) 上記(1)または(2)により、累積投資取引に係る契約が解約された際には、当行所定の時期、方

法により、累投受益証券をお客さまに返還し、累投受益権については換金します。なお、この手続は、上記49.に準じて行います。ただし、分配金再投資コースから分配金受取コースへ変更する場合、当該累投銘柄についての累積投資取引に関する契約は解約されることとなりますが、本項の適用はされないものとします。

- (4) 上記(2)により、累積投資取引に係る契約が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5) 上記(1)および(2)により、累積投資取引に係る契約が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (6) 上記(1)および(2)の定めにかかわらず、累投銘柄毎に定める当行所定の期間中は、当該累投銘柄の累投受益証券の返還もしくは累投受益権の換金の請求または累積投資取引に係る契約の解約をすることはできません。

53. (その他)

累投銘柄の累積投資規定の定めは、本章の定めを優先して適用されるものとします。また、累積投資のうち投信積立に係る投信積立規定の定めは、累積投資規定および本章の定めを優先して適用されるものとします。

第7章 指定預金口座

54. (指定預金口座の届出)

- (1) 上記3. (4)に関し、当行所定の申込書により、原則として当行の本・支店における当座預金口座または普通預金口座を指定預金口座としてお届出ください。ただし、お客さま名義の預金口座に限ります。
- (2) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の変更届によってお届出ください。ただし、変更後の口座は、当行の本・支店におけるお客さま名義の預金口座で、上記4. (1)によるお届出の印鑑（または署名鑑）と同一の印鑑（または署名鑑）をお届出いただいているものに限ります。

55. (指定預金口座の確認)

上記54.により指定預金口座の指定または変更の届出があったときは、速やかに届出の写をお渡します。その記載内容をご確認のうえ、保管してください。

56. (金銭の引落し)

- (1) 上記7.に定める受益権等の払込金および当該払込金が上記7. (4)の買付価額に不足する場合の不足額ならびに上記44.に定める累投受益権等の払込金および当該払込金が上記44. (4)の買付価額に不足する場合の不足額（併せて、本章において以下「買付価額等」という。）については、当行は受益権等または累投受益権等の申込日以降、当行所定の日当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、お客さまから当座小切手の振出または通帳および払戻請求書の提出をいただかずに、指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行うことができるものとします。
- (2) 上記13. (2)、24. (2)、27. (3)、49. (1)および(2)等この規定に定める税金の差し引きにつき、租税特別措置法その他の関係法令の定めまたは当行の事務手続により、差し引き不能または差し引き額の不足が生じた場合、その不足額については、当行所定の日当座勘定規定または普通預金規定に関わらず、お客さまから当座小切手の振出または通帳および払戻請求書の

提出をいただかずに、指定預金口座から自動引落しの方法にて引落しを行うことができるものとします。

- (3) 同日に数件の引落しを行う場合において、その総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。

また、当座勘定規定に基づく手形、小切手等による支払ならびに普通預金規定に基づく普通預金通帳および払戻請求書による支払との関係においても同様とします。

57. (金銭の支払い)

- (1) 当行がこの規定に基づき保護預りしている全ての受益証券または投信振替決済口座による取扱いを行っている全ての受益権の取引により、当行がお客さまに支払うべき金銭（以下「金銭」という。）は、当行所定の時期に、指定預金口座に入金することにより支払うものとします。

- (2) 上記(1)にかかわらず、指定預金口座に入金できない場合には、金銭の受取に際し、当行所定の領収書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店に提出してください。

58. (手数料)

上記57.による金銭の支払に際し、振込等を行う場合には、お客さまに当行所定の振込手数料等を負担していただくことがあります。

第8章 共通事項

59. (契約期間等)

- (1) 第2章から第6章で定める各契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、お客さままたは当行から書面による別段の申し出がされないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものと、その後も同様とします。

- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、第3章に定める投信振替取引および第4章に定める保護預り取引に係る契約がいずれも更新されないとき、またはこれらのいずれかの契約が更新されず、他の一方に係る契約が既に解約その他の事由により終了しているとき（他の一方に係る契約が締結されていなかった場合を含む）は、第2章に定める投資信託取引、第5章に定める外国投資信託取引および第6章に定める累積投資取引に係る契約についても、第3章に定める投信振替取引または第4章に定める保護預り取引の契約期間の満了または契約の終了に伴い、終了するものとします。

60. (反社会的勢力の排除に関する規定)

- (1) 当行との投信総合取引ならびにこれに関連する取引、契約および口座（投資信託受益権振替決済口座、投資信託特定口座および外国証券取引口座を含むが、これらに限らない。）（60.において、併せて「本件取引」という。）は、下記(2)①および②のいずれにも該当しない場合にご利用いただくことができ、下記(2)①および②の一つにでも該当する場合には、当行は本件取引の開始をお断りするものとします。

- (2) この規定に別途定めるところにかかわらず、お客さま（本件取引にかかる代理人および保証人を含み、法人の場合は当該法人の役員等を含む。以下60.において同じ。）が次の①および②の一つにでも該当した場合には、当行はいつでも本件取引を停止し、または通知することにより本件取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他上記A. からD. に準ずる行為
- (3) 上記(2)により、本件取引が解約された際には、当行所定の時期、方法により当行がこの規定に基づき保護預りしている受益証券および累投受益証券（以下併せて「保護預り証券等」という。）、投信振替決済口座による取扱いを行なっている受益権および累投受益権（以下併せて「振替口座管理受益権」という。）または金銭の返還を行ないます。保護預り証券等のうち原状による返還が困難なものについては、当行の定める時期・方法により、換金を行なった上、当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払うことにより、返還に代えるものとします。また、保護預り証券等を返還する場合には、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定の定めにより当行がお預りしているものとします。振替口座管理受益権については、原則として当行の定める時期・方法により、換金を行なった上当行所定の手数料、信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭を、第7章の定めに従い支払います。これらの場合、お客さまによる引き取り等の手続きが遅延したときは、当行所定の手数料を申し受けることがあります。
- (4) 上記(2)により、本件取引が解約された場合の手続きに際しては、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (5) 上記(2)により、本件取引が解約されたことにより生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

6 1. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったときまたは上記4. に定める印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の届出書その他の書面に必要事項を記載し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）したうえ、当行所定の書類を添えてまたは「個人番号カード」の提示等当行所定の手続きをとって、取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達

しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、名称、代表者、代理人、住所、共通番号等とします。
- (4) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送し、これらが未着で当行に返送された場合、当行は取引報告書等の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。

6.2. (印章の喪失時の取扱い)

届出の印章を失った場合には、保護預り証券等ならびに振替口座管理受益権の返還、解約の申込、買取、換金の申込、その他の取扱いについては、当行所定の手続を行った後に行います。この場合、当行は、相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6.3. (印鑑照合)

- (1) 受取書、申込書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて受益証券の保護預り、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金、投信総合取引に係る金銭の支払、その他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 受取書、申込書等に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、受益証券の保護預り、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金、投信総合取引に係る金銭の支払等を行わなかった場合でも、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

6.4. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の発生、電信または郵便の誤謬、遅延、保管施設の故障等当行の責めによらない事由により、受益証券の預入れ、保護預り証券等の返還、投信振替決済口座に係る振替口座簿等に関する記録、記載、振替等の取扱い、振替口座管理受益権の解約、買取、換金等の請求に直ちに応じられない場合であっても、またはこれらの取扱いにつき失効もしくは不能となった場合であっても、このために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。
- (2) 上記(1)の事由により、保護預り証券等、投信振替決済口座に係る振替口座簿等の書類もしくは振替口座簿等の記録・記載が紛失、滅失、き損等した場合、またはこの規定に基づく受益証券もしくは受益権の買付・解約の申込の取次、買取、投信総合取引に係る金銭の支払、投信振替決済口座に関する記録、記載、振替等の取扱い等が遅延、失効もしくは不能となった場合に生じた損害についても当行はいっさい責任を負いません。
- (3) 上記(1)および(2)のほか、当行の責めによらない事由により、金銭の受渡し等投信総合取引に係る取扱いが遅延、失効または不能となったため発生した損害については、当行はいっさい責任を負いません。

6.5. (免責事項等)

- (1) 当行が第7章の定めに基づき金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害については当行はその責任をいっさい負いません。
- (2) 当行は、この規定に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価

をお支払いいたしません。

6 6. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券等もしくは投信振替決済口座に係る振替口座簿等の書類の引渡しまたは投信振替決済口座に関する記録・記載・振替等の取扱いを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行はいっさい責任を負いません。

6 7. (公示催告等の調査・通知)

当行は、保護預り証券等について、公示催告・除権判決の公告等についての調査および通知義務を負いません。

6 8. (期限の利益の喪失)

(1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知催告等がなくても、お客さまの当行に対して支払うべき債務（投信総合取引に関連して生じた債務を含むお客さまと当行との間のいっさいの取引により生じる債務をいい、以下「本債務」という。）について当然期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済していただきます。

- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは外国倒産処理手続承認の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ お客さまの預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- ④ 保護預り取引および投信振替取引に係る契約が解約されたとき

(2) 上記 2 7. (2) もしくは 5 2. (2) の各号の一にでも該当する場合、上記 6 0. により取引が解約された場合、または当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当行の請求によって、本債務の期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済していただきます。

6 9. (債務不履行の場合の措置)

(1) お客さまが本債務について履行しないときは、当行は、占有するお客さまの保護預り証券等を一般に相当と認められる方法（解約を含む）、時期、価額等により換価し、本債務の弁済に充当することができるものとします。お客さまが本債務について履行しないときは、当行は、当行に開設された投信振替決済口座に記録または記載されているお客さまの振替口座管理受益権を一般に相当と認められる方法（解約を含む）、時期、価額等により換価し、本債務の弁済に充当することができるものとします。

(2) 上記 (1) の方法により充当後なお不足額がある場合には、直ちにその不足額をお支払いいただきます。充当後お客さまに返還すべき金額がある場合には、第 7 章の定めに従い指定預金口座へ入金させていただきます。なお、本債務について当行は当行所定の遅延損害金を申し受けます。

7 0. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この契約によるお客さまのいっさいの権利（受益権等を含むがこれに限らない。）については、譲渡、質入その他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の条件、書式、手続

等により取り扱います。

7 1. (連絡事項)

当行からお客さまに対してご報告いたします取引報告書、収益分配金・償還金のご案内、取引残高報告書等について疑義がある場合は、書類到着後15日以内に当該各書類に記載の連絡先(当該各書類に連絡先に関する記載のない場合には取引店)までご連絡下さい。各書類到着後15日以内にご連絡がない場合は、ご承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。

7 2. (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社振法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がこの規定に基づいてお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込をいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合においては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた投資信託受益権振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

7 3. (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の各号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当行に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この規定によらず、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

7 4. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「外国証券取引口座約款」、「投資信託特定口座取引規定」、各累投銘柄に係る累積投資規定およびその他の取引関連諸規定により取り扱います。
- (2) あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングをご利用のお客さまが、あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングを通じて投信総合取引またはこの規定に定める届出・手続等を行う場合において、当該投信総合取引または届出・手続等に関し、あおぞらテレフォンバンキングまたはあおぞらインターネットバンキングの関連諸規定に定めがあるときは、これらの取引または届出・手続等に必要範囲で、当該定めがこの規定に優先して適用されるものとします。

75. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関連するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

76. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2020年3月16日